

佐賀県医療法施行条例をここに公布する。
平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第27号

佐賀県医療法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第3条 法第7条の2第4項の規定による既存の病床数及び当該申請に係る病床数の補正は、規則で定める基準により行うものとする。

2 法第7条の2第5項の規定により既存の病床数を算定する場合は、規則で定めるところにより、介護老人保健施設の入所定員数を既存の病床数とみなすものとする。

(専属の薬剤師の配置基準)

第4条 法第18条の専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所とする。

(病院の従業者の基準)

第5条 法第21条第1項の規定により病院が有しなければならない従業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 薬剤師
- (2) 看護師及び准看護師
- (3) 看護補助者
- (4) 栄養士
- (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者
- (6) 理学療法士及び作業療法士

2 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、規則で定める。

(病院の施設の基準)

第6条 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は、次に掲げる施設(第2号から第4号までに掲げる施設については、療養病床を有する病院の場合に限る。)であって規則で定める構造設備を有するものとする。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設(法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。)
- (2) 談話室
- (3) 食堂

(4) 浴室

(療養病床を有する診療所の従業者の基準)

第7条 法第21条第2項の規定により療養病床を有する診療所において有しなければならない従業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 看護師及び准看護師
- (2) 看護補助者
- (3) 事務員その他の従業者

2 法第21条第2項第1号の条例で定める員数は、規則で定める。

(療養病床を有する診療所の施設の基準)

第8条 法第21条第2項第3号の条例で定める施設は、談話室、食堂及び浴室であって規則で定める構造設備を有するものとする。

(手数料の徴収)

第9条 次の表の各項の左欄に掲げる者は、当該各項の中欄に掲げる手数料を、当該各項の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。

| 納付義務者 | 手数料 | | 納付時期 |
|---------------------------------|--------------|--|---------|
| | 名称 | 額 | |
| 1 法第7条第1項の規定に基づく病院の開設の許可を申請する者 | 病院開設許可申請手数料 | 41,000円 | 許可申請のとき |
| 2 法第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可を申請する者 | 診療所開設許可申請手数料 | 18,000円(電子申請(電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合をいう。以下同じ。)にあっては、11,000円) | 許可申請のとき |
| 3 法第7条第1項の規定に基づく助産所の開設の許可を申請する者 | 助産所開設許可申請手数料 | 11,000円 | 許可申請のとき |
| 4 法第27条の規定に基づく病院の検査を受けようとする者 | 病院検査手数料 | 43,000円(電子申請にあっては、33,000円)。ただし、自主検査の場合にあっては、22,000円(電子申請にあっては、13,000円) | 検査申請のとき |
| 5 法第27条の規定に基づく診療所の検査を受けようとする者 | 診療所検査手数料 | 22,000円(電子申請にあっては、17,000円)。ただし、自主検査の場合にあっては、11,000円(電子申請にあっては、6,800円) | 検査申請のとき |

| | | | |
|-------------------------------|----------|------------------------------|---------|
| 6 法第27条の規定に基づく助産所の検査を受けようとする者 | 助産所検査手数料 | 16,000円（自主検査の場合にあっては、8,000円） | 検査申請のとき |
|-------------------------------|----------|------------------------------|---------|

（手数料の減免）

第10条 知事は、災害その他の事由により必要があると認める場合は、手数料を減額し、又は免除することができる。

（手数料の還付）

第11条 既納の手数料は、還付しない。ただし、申請者の責めによらないで当該手数料に係る事務を行わなかった場合は、この限りでない。

（過料）

第12条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（規則への委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（療養病床を有する病院の談話室、食堂及び浴室に係る経過措置）

2 平成13年3月1日において現に医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）による改正前の医療法（以下「旧医療法」という。）第7条第1項の開設の許可を受けている病院の建物（同日において現に存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧医療法第1条の5第3項に規定する療養型病床群（以下「旧療養型病床群」という。）に係る病床であって、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。）第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号。以下「平成10年改正省令」という。）附則第8条の規定の適用によりなお効力を有することとされている平成10年改正省令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号）附則第6条の規定の適用を受けているものを有する病院（同日以後に新築され、又は増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、第6条第2号から第4号までの規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

（療養病床を有する診療所の談話室、食堂及び浴室に係る経過措置）

3 平成13年3月1日において現に開設されている診療所の建物（同日において現に存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧療養型病床群に係る病床であって、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の平成10年改正省令附則第6条の規定の適用を受けているものを有する診療所（同日以後に新築され、又は増築さ

れ、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)のうち、第8条の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

(佐賀県手数料条例の一部改正)

4 佐賀県手数料条例(平成12年佐賀県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | | | | | 改正後 | | | | |
|---|-----------------|--------------|----------------------------|---------|------------------|-------|-----|---|------|
| 別表第1(第2条関係) | | | | | 別表第1(第2条関係) | | | | |
| 事務 | 納付義務者 | 手数料 | | 納付時期 | 事務 | 納付義務者 | 手数料 | | 納付時期 |
| | | 名称 | 額 | | | | 名称 | 額 | |
| 1~101 略 | | | | | 1~101 略 | | | | |
| 102 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項の規定に基づく病院の開設の許可の申請に対する審査 | 病院の開設の許可を申請する者 | 病院開設許可申請手数料 | 41,000円 | 許可申請のとき | 102から107まで 削除 | | | | |
| 103 医療法第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請に対する審査 | 診療所の開設の許可を申請する者 | 診療所開設許可申請手数料 | 18,000円(電子申請にあっては、11,000円) | 許可申請のとき | | | | | |
| 104 医療法第7条第1項の | 助産所の開設 | 助産所開設許 | 11,000円 | 許可申請のとき | | | | | |

| 改正前 | | | | | 改正後 | | | | |
|--------------------------|-----------------|----------|--|---------|-----------|--|--|--|--|
| 規定に基づく助産所の開設の許可の申請に対する審査 | の許可を申請する者 | 可申請手数料 | | き | | | | | |
| 105 医療法第27条の規定に基づく病院の検査 | 病院の検査を受けようとする者 | 病院検査手数料 | 43,000円（電子申請にあっては、33,000円）。ただし、自主検査の場合にあっては、22,000円（電子申請にあっては、13,000円） | 検査申請のとき | | | | | |
| 106 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査 | 診療所の検査を受けようとする者 | 診療所検査手数料 | 22,000円（電子申請にあっては、17,000円）。ただし、自主検査の場合にあっては、11,000円（電子申請にあっては、6,800円） | 検査申請のとき | | | | | |
| 107 医療法第27条の規定に基づく助産所の検査 | 助産所の検査を受けようとする者 | 助産所検査手数料 | 16,000円（自主検査の場合にあっては、8,000円） | 検査申請のとき | | | | | |
| 108～494 略 | | | | | 108～494 略 | | | | |
| 備考 略 | | | | | 備考 略 | | | | |